

4 令和3年度安全・安心まちづくり事業の実績

1 安全・安心まちづくり事業

事業名	実施期間	場所	内容
特殊詐欺被害防止対策 (高齢者向け)	通年	区内全域	区内四警察署と連携して特殊詐欺被害防止の意識啓発を目的とした動画を作製し、CATVやYouTubeで発信するとともに、区民ひろばマルチビジョン及びBーぐる車内モニターを活用し、自動通話録音機貸出事業の紹介を行った。
登下校時の防犯パトロール (子ども向け)	通年	区内全域	学校や警察署等からの不審者情報の提供を受けて、登下校時間に合わせた青色防犯パトロールを行うなど、巡回を強化した。

注1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「地域安全キャンペーン」及び「地域安全教室」が実施できなかったため、その代替事業として実施した。

2 青色防犯パトロールカー運行

安全・安心まちづくりを推進し犯罪の抑制を図るため、区内のボランティア団体と区が青色防犯パトロールを実施した。

パトロール隊名	内容
文京安全安心パトロール隊 (区民ボランティアで構成)	文京区長から青色防犯パトロールを委嘱(平成19年12月28日) 代表者:土屋 謙 氏 参加人数:11人 車両:4台
SYM三町会災害連合会 (区民ボランティアで構成)	本富士警察署長から青色防犯パトロールを委嘱(平成29年4月4日) 代表者:高山 宗久 氏 参加人数:10人 車両:3台
「文の京」地域安全パトロール隊 (区職員等で構成)	文京区が行う青色防犯パトロールとして、平成18年3月から実施 車両:2台 平成20年7月から区民を隊員として委嘱できるよう要綱を整備した。

注1 青色防犯パトロールとは、警察から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けた団体が、利用する自動車に青色回転灯を装備して行うパトロールをいう。

注2 団体に対しては、区が青色回転灯、車体表示ステッカー等を貸与する。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定

地区名	構成団体	指定内容	指定日
1 小日向台町町会地区	小日向台町町会	防犯対策を推進する地区	令和4年1月20日
2 大塚仲町町会地区	大塚仲町町会地区		

4 安全・安心まちづくり事業補助

補助対象	実績	補助率	内容
推進地区の活動支援 (1)地域における見守り活動支援 〔防犯設備の整備〕	5件	5/6 (区1/3 都1/2) 限度額 750万円(連携地区) 500万円(単独地区)	地域活動団体が、安全・安心まちづくり推進地区の指定を受け、推進地区において防犯カメラ、防犯灯、ポラード等の防犯設備を設置する際に、設置費用を助成する。
推進地区の活動支援 (2)地域における見守り活動支援 〔防犯カメラの保守点検・修繕〕	3件	5/6 (区1/3 都1/2) 対象経費限度額 1万円(保守点検1台当たり) 対象経費限度額 20万円(修繕1台当たり)	安全・安心まちづくり推進地区の指定を受け、推進地区において設置した防犯カメラの保守点検及び修繕経費に係る費用を助成する。
推進地区の活動支援 (3)地域における見守り活動支援 〔防犯カメラの電気料金〕	44件	1/2 (区1/2) 限度額 年間2,000円(1台当たり)	安全・安心まちづくり推進地区の指定を受け、推進地区において設置した防犯カメラの持続的な設置を促進するため、防犯カメラの電気料金に係る費用を助成する。
推進地区の活動支援 (4)地域における見守り活動支援 〔防犯カメラの運用経費〕	39件	5/6 (区1/3 都1/2) 限度額 年間2,500円(1台当たり)	安全・安心まちづくり推進地区の指定を受け、推進地区において設置した防犯カメラの持続的な設置を促進するため、防犯カメラの運用経費(共架等)に係る費用を助成する。
推進地区の活動支援 (5)必要備品・装備等の購入支援	1件	5/6 (区1/3 都1/2) 限度額 33万円3,333円	地域活動団体が、安全・安心まちづくり推進地区の指定を受け、推進地区において活動を行う際に、資器材の購入費用を助成する。
地域における防犯活動の支援	2件	1/2 (区1/2) 限度額 10万円	地域活動団体等が、自主的な安全パトロールを実施する際に、必要な資器材等の購入費用を助成する。
	4,960,970円		

5 パトロール用資器材貸出し

品名	実績	内容
・ぶんちゃんベスト ・ぶんちゃん腕章 ・トランシーバー 等	2件	年末警戒等のパトロールで使用する腕章・ベストや、小学校で実施する地域安全マップづくりで使用する子どもサイズのベスト等の貸出しを行う。

6 自動通話録音機貸出し(特殊詐欺防止対策)

実績	内容
867台 (内訳:区67台、警察署800台)	特殊詐欺等の未然防止対策として、区内のおおむね65歳以上の高齢者居住世帯を対象のうち貸与を希望する世帯に対して、区内の警察署と連携し、自動通話録音機を無償で貸与する。

7 「文の京」安心・防災メール

運用開始	登録件数	配信情報	内容
平成22年4月1日	11, 358件 (令和4年3月31日現在)	① 防犯等安心情報 ② 全国の震度速報 ③ 文京区の震度情報 ④ 文京区の気象情報 ⑤ 神田川の水位情報 ⑥ 文京区の雨量情報 ⑦ 週間天気予報 ⑧ 災害情報 ⑨ その他情報	配信内容 ・子どもの安全に関するもの ・緊急事件 ・その他必要と認めるもの
	5, 820件 (平成22年4月末)		配信件数 105件 (うち子どもに関するもの:16件)
配信情報: 子ども関連課提供情報と警察署配信情報等			

※ 希望者は、パソコンや携帯電話から自由に登録・変更・解除(①、③、④、⑤、⑥は取捨選択可能)ができる。

推進地区の指定

町会など地域活動団体の申請により、安全・安心まちづくり協議会での審議を経て、特定の施策を推進する地区を指定することができます。

●安全・安心まちづくり推進地区の指定状況（令和4年3月現在）

- ：通学路の安全対策を推進する地区
- ：防犯対策を推進する地区
- ：上記の地区が重複する地区

推進地区名	構成団体（町会のみ記載）
1 湯島坂下地区	天一町会、天二町会、天三町会、同朋町会、湯島北町会
2 千駄木小学校地区	千駄木東林町会、千駄木西林町会、千駄木三丁目北町会、勤坂中町会、本駒自治会
3 関口一丁目地区	古川松ヶ枝町会、関口一丁目南部会、関水町会、関口町会
4 西片町会地区	西片町会
5 湯島・妻恋・梅光地区	湯島会、妻恋会、湯島三丁目梅光会
6 本郷地区	春木会、本郷二丁目元一会、本郷二丁目弓二会、本郷二・三丁目町会、本一町会、本郷同四会
7 汐見地区	千駄木二丁目東町会、千駄木二丁目西町会、上千駄木町会、千駄木東林町会、千駄木西林町会、千駄木三丁目南部町会、千駄木三丁目北町会
8 本駒込・本郷通り地区	吉片町会、富士前町会、神明西部町会
9 曙町会地区	曙町会
10 久堅地区	久堅自治会、久堅西町会
11 大和郷地区	一般社団法人大和郷会
12 根津弥生七ヶ町地区	根津宮永町会、根津八重垣町会、藍染町会、根津片町会、根津宮本町会、向ヶ岡弥生会、弥生一丁目町会
13 田町・本郷地区	上真砂町会、下真砂町会、中真砂町会、田町町会、菊坂町会、菊和会、本郷五丁目台町会、本郷五丁目町会、赤門前町会、森川町会
14 上御殿町会地区	上御殿町会
15 白山下地区	白山指ヶ谷町会、白山町会、京華通り自治会
16 表町会地区	表町会
17 湯島・本郷・天梅地区	新花会、三組町会、本郷三丁目南部会、本郷三丁目金助町会、天梅会、三組弥生会、湯島切通町会、電筒会
18 親和・弓一地区	元二親和会、本郷弓一町会



推進地区名	構成団体（町会のみ記載）
19 大塚坂下地区	豊島ヶ岡町会、大塚坂下南町会、大塚坂下北町会
20 向丘地区	向丘通分町会、向丘通分東部町会、向丘一丁目中町会、向丘一丁目上町会、東大農学部前自治会
21 大塚一・二丁目町会地区	大塚一・二丁目町会
22 後楽町会地区	後楽町会
23 浅嘉町会地区	浅嘉町会
24 丸新丸福町会地区	丸山福山町会、丸山新町会
25 西丸町会・千石本町通り商店会地区	西丸町会
26 西原町会地区	西原町会
27 原町会地区	原町会
28 初音町会地区	初音町会
29 神明上町会地区	神明上町会
30 白山二・三丁目地区	東御殿町会、白山御殿町会
31 白山上自治会地区	白山上自治会
32 氷川下町会地区	氷川下町会
33 指ヶ谷町会地区	指ヶ谷町会
34 磯南地区	第六天町会、武島町会、水道端町会、西江戸川町会
35 音羽六・七・八町会地区	音六町会、音羽七和会、音八会
36 音羽四丁目町会地区	音羽四丁目町会
37 湯島一丁目町会地区	湯島一丁目町会
38 蓬萊町会地区	蓬萊町会
39 小日水・九桜地区	小日水町会、音羽九桜町会
40 勤坂町会地区	勤坂町会
41 富坂二丁目町会地区	富坂二丁目町会
42 柳町三和地区	柳町三和会
43 道和町会地区	道和町会
44 春日磯川町会地区	春日磯川町会
45 林町会地区	林町会
46 宮下町会地区	宮下町会
47 大塚窪町会地区	大塚窪町会
48 目白台雑司ヶ谷町会地区	目白台雑司ヶ谷町会
49 音羽三和地区	音羽三和会
50 上勤五三地区	上勤五三会
51 神明町会地区	神明町会
52 音二町会地区	音二町会
53 丸山・大原町会地区	丸山町会、大原町会
54 小日向台町会地区	小日向台町会
55 大塚仲町会地区	大塚仲町会

指定地区数：55（指定地区を構成する町会数：119（全町会の77%））
 （指定地区の名称や構成町会に関する情報は区ホームページにも掲載しています。）

●安全・安心まちづくり推進地区指定までの流れ

【推進地区指定に向けた申請の条件】

地域において防犯対策を実施するために団体を形成し、6か月以上の活動実績（※）があり、地域の住民等（他の地域活動団体、事業者）の賛同を得ていること。

※6か月以上の活動実績とは、団体での防犯パトロールや子どもの見守り、会議等の定期的な実施を意味します。

【安全・安心まちづくり推進地区指定までの流れ】

